

# 舞鶴市循環型社会形成推進地域計画

舞 鶴 市

平成 28 年 9 月





## 目次

1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項.....	1
(1) 対象地域.....	1
(2) 計画期間.....	1
(3) 基本的な方向.....	1
(4) 広域化について.....	2
2. 循環型社会形成推進のための現状と目標.....	2
(1) 一般廃棄物等の処理の現状.....	2
(2) 一般廃棄物の処理の目標.....	2
3. 施策の内容.....	4
(1) 発生抑制、再使用の推進.....	4
① 有料化.....	4
② 環境教育、普及啓発、助成等.....	4
③ マイバッグ運動、店頭回収等.....	4
④ その他.....	4
(2) 処理体制.....	5
① 家庭系ごみの処理体制の現状と今後.....	5
② 事業系ごみの処理体制の現状と今後.....	7
③ 今後の処理体制の要点.....	8
(3) 処理施設の整備.....	8
次期最終処分場整備計画.....	8
(4) 施設整備に関する計画支援事業.....	8
(5) その他の施策.....	9
① 廃家電のリサイクルに関する普及啓発.....	9
② 不法投棄対策.....	9
③ 環境美化の推進.....	9
④ 3Rの啓発や環境学習の推進.....	9
⑤ 3Rの推進に向けた分別区分の見直しや分別のさらなる徹底.....	9
⑥ 災害時対策.....	10
4. 計画のフォローアップと事後評価.....	10
(1) 計画のフォローアップ.....	10
(2) 事後評価及び計画の見直し.....	10

## 参考資料一覧

資料 1	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 1.....	11
資料 2	循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2.....	13
資料 3	地域の循環型社会形成推進のための施策一覧.....	14
資料 4	施設概要（最終処分場系）、計画支援概要.....	16
資料 5	人口等指標のトレンドグラフ.....	18
資料 6	舞鶴市位置図.....	20
資料 7	廃棄物処理施設位置図.....	21
資料 8	現有施設の概要.....	22

## 1. 地域の循環型社会形成を推進するための基本的な事項

### (1) 対象地域

構成市町村名	舞鶴市
面積	342.12 km <sup>2</sup>
人口	83,426人（平成28年8月1日現在）

### (2) 計画期間

平成29年4月1日から平成34年3月31日までの5年間を計画期間とする。

### (3) 基本的な方向

舞鶴市は、本州のほぼ中央部、日本海が最も深く湾入した京都府の北東部にあり、東部は福井県、南部は綾部市、西部は福知山市及び宮津市に接している。

市域の約8割は山地と丘陵が占め、市境には青葉山、三国岳、弥仙山、赤岩山、由良ヶ岳など標高600m前後の山々が連なっている。

若狭湾に湾口を開く舞鶴湾は、古来、波静かな天然の良港として利用されてきた。また、約120kmに及ぶ湾岸線は岬と入り江が入り交じったリアス式海岸を形成しており、若狭湾国定公園に指定されるなど景勝地としても知られている。

舞鶴市では平成10年5月に不燃ごみの中間処理施設「リサイクルプラザ」の稼働に伴い、不燃ごみの分別区分をこれまでの3分別から6種9分別に変更した。また、平成17年10月には指定袋制による可燃ごみの有料化、平成26年からは使用済小型家電のピックアップ回収を開始するなどして廃棄物の発生を極力抑え、さらには、平成23年に第2期舞鶴市環境基本計画を策定し、市民と行政が連携して3R活動を推進するなど、ごみの減量化・資源化等を推進している。

一方で、分別収集したプラスチック容器類のうち、重量比で約6割程度しか資源化できていないことや、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」（以下、「容器包装リサイクル法」）で資源化の対象とされているプラスチック製の包装類を資源化できず焼却処理している等の課題を抱えている。

現在の一般廃棄物最終処分場については、平成27年時点で埋立て率が50%を超えており、新たな施設整備が必要となっている。

今後においても、ごみの減量化と資源化をさらに進め、循環型社会の構築を目指した取り組みを進めていくとともに、将来的に安定かつ適正にごみを処分するために、新たな処分場の整備を行うものである。

(4) 広域化について

京都府では、平成11年3月に「京都府ごみ処理広域化計画」を策定し、府内を7ブロックに分けてごみの広域処理を目指している。

本計画では、舞鶴市は、本市をはじめ綾部市・福知山市（旧三和町・旧夜久野町・旧大江町含む）で構成されている。

現在のところは、各市が個別にごみ処理を行っており計画は具体化していないが、引き続き他市の動向や施設整備状況を注視しつつ、本計画では、現在のごみ処理の枠組みを継続する。

2. 循環型社会形成推進のための現状と目標

(1) 一般廃棄物等の処理の現状

平成27年度の一般廃棄物の排出、処理状況は図1のとおりである。

総排出量は、集団回収量も含め、29,746 トンであり、再生利用される「総資源化量」は4,225 トン、リサイクル率は（＝（直接資源化量＋中間処理後の再生利用量＋集団回収量）／（ごみの総排出量＋集団回収量））は14.2%である。

中間処理による減量化量は21,174 トンであり、集団回収を除いた総排出量のおおむね4分の3が減量化されている。また、集団回収を除いた排出量の約15%に当たる4,348 トンが埋め立てられている。

なお、中間処理量のうち、焼却量は23,677 トンである。

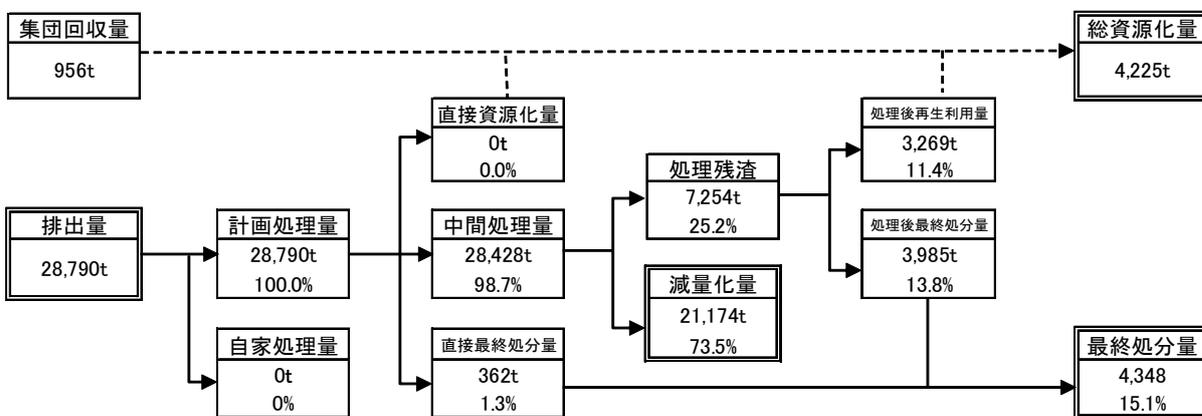


図1-1 一般廃棄物の処理状況フロー

(2) 一般廃棄物の処理の目標

本計画の計画期間中においては、廃棄物の減量化を含め循環型社会の実現を目指し、表1のとおり目標量について定め、それぞれの施策に取り組むものとする。

表 1 減量化、再生利用に関する現状と目標

指標		現状(割合 <sup>※1</sup> ) (平成27年度)	目標(割合 <sup>※1</sup> ) (平成34年度)
排出量	事業系 総排出量	4,192 t	4,061 t (-3.1%)
	1事業所当たりの排出量 <sup>※2</sup>	1,006 kg/事業所	951 kg/事業所 (-5.5%)
	家庭系 総排出量	24,529 t	22,684 t (-7.5%)
	1人当たりの総排出量 <sup>※3</sup>	256 kg/人	239 kg/人 (-6.6%)
合計	事業系家庭系排出量合計	28,721 t	26,745 t (-6.9%)
再生利用量	直接資源化量	0 t	0 t
	総資源化量	4,225 t (14.2%)	4,645 t (16.4%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量)	—	—
減量化量	中間処理による減量化量	21,174 t (73.7%)	19,397 t (72.5%)
最終処分量	埋立最終処分量	4,348 t (15.1%)	4,356 t (16.3%)

※1 排出量は現状に対する割合、その他は排出量に対する割合

※2 (1事業所当たりの排出量) = {(事業系ごみの総排出量) - (事業系ごみの資源ごみ量)} / (事業所数)

※3 (1人当たりの排出量) = {(家庭系ごみの総排出量) - (家庭系ごみの資源ごみ量)} / (人口)

《指標の定義》

排 出 量: 事業系ごみ、生活ごみを問わず、出されたごみの量(集団回収されたごみを除く。) [単位: トン]

再生利用量: 集団回収量、直接資源化量、中間処理後の再生利用量の和 [単位: トン]

熱 回 収 量: 熱回収施設において発電された年間の発電電力量 [単位: MWh]

減 量 化 量: 中間処理量と処理後の残渣の量の差 [単位: トン]

最終処分量: 埋立処分された量 [単位: トン]

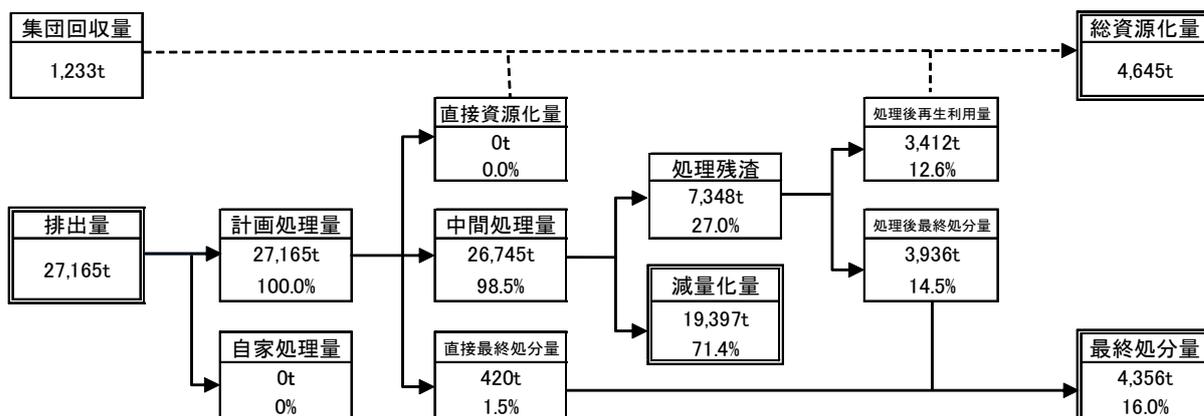


図1-2 目標達成時の一般廃棄物の処理状況フロー

### 3. 施策の内容

#### (1) 発生抑制、再使用の推進

次の取り組みを通じて廃棄物の発生抑制と再利用を進める。

##### ① 有料化

平成 17 年 10 月に指定ごみ袋制を導入し、可燃ごみ処理料金の有料化を実施している。

今後は、不燃ごみの有料化について検討するとともに、可燃ごみ処理料金の見直しや、施設搬入時の手数料徴収についても検討する。

##### ② 環境教育、普及啓発、助成等

###### ア ごみ減量啓発の実施

小学校等での出前講座や、施設見学の機会を設け、循環型社会形成に資する環境教育に取り組む。

###### イ まいづる環境市民会議への支援

まいづる環境市民会議が実施する循環型社会形成推進に向けた各種取り組みを支援する。

###### ウ 広報の実施

「ごみ分別ルールブック」「舞鶴市ごみNEWS」などを通じ、リデュース、リユースの啓発を行う。

###### エ 資源回収への補助金交付

古紙等資源回収活動報奨金制度を活用し、資源物の再利用促進を図る。

##### ③ マイバッグ運動、店頭回収等

ごみの減量や再資源化に関する取り組みを積極的に実施する小売店を「マイリサイクル店」に認定し、マイバッグ運動や、資源物の店頭回収実施店舗の拡充を図る。

##### ④ その他

###### ア 舞鶴市廃棄物減量等推進審議会の開催

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会を定期的に行い、審議会での議論を通じ、不燃ごみの有料化や分別区分の見直しなど新たなごみ減量方策について協議・検討する。

###### イ 事業系一般廃棄物の減量推進

事業系廃棄物の再資源化や紙ごみや資源ごみの分別徹底を啓発するとともに、大量排出事業所での排出抑制とリサイクル推進に関する計画管理を通じたごみ減量の手法について検討する。

(2) 処理体制

① 家庭系ごみの処理体制の現状と今後

ア 分別区分

本市の家庭系ごみの分別区分は表 2 のとおりである。

不燃ごみは平成 10 年 5 月から下記の区分を開始。可燃ごみについては、平成 17 年 10 月から指定袋制による有料化と、紙の分別収集を実施した。現在は、こうした分別区分も市民において一定の定着を見ている。

また、平成 26 年には使用済小型家電回収ボックスを、平成 27 年には古紙回収ボックスを設置し、資源物の排出機会の拡大を図っている。

今後は、こうした取り組みを維持するとともに、紙ごみの分別徹底、容器包装プラスチック類の分別等の 3R に関する啓発を通じ、ごみ減量と資源化率の向上に努める。

また、ごみ減量をさらに進めるため、現在は処理費用等を無料としている不燃ごみの有料化や既存の分別区分の見直しについて検討し、その導入に向けて市民等との協議を重ねることとする。

表 2 分別区分

分別区分		収集品目	
可燃ごみ		厨芥ごみ(生ごみ)、食用油、貝殻、少量のレジ袋や菓子袋などの包装類、紙ごみ、吸殻、紙おむつ等	
不燃ごみ	金属類	缶詰、なべ、やかん、フライパン、刃物・針・カミソリ類、スプレー缶、携帯用コンロ、トースターなど小型電化製品(金属製)等	
	飲料用空缶類	ジュース、ビール等の空缶	
	食 用 び ん 類	茶色	酒、酢、ジュース、洋酒、栄養ドリンク、調味料のびん等
		白色	
		青・緑色	
		黒色	
	プラスチック容器類	ペットボトル、卵のパック、インスタント食品・シャンプー・洗剤・サラダ油等の容器、発泡スチロール、発泡トレイ、容器のふた類等	
その他埋立ごみ	陶器、ガラス類、傘、カバン・靴(革製品)、おもちゃ類・バケツ・ポリタンク(容器リサイクル法対象外プラスチック)、ビデオテープ、CD・DVD、白熱電球、LED電球等		
有害ごみ	蛍光灯、水銀体温計、乾電池、ボタン電池、充電式電池、ライター等		
粗大ごみ		縦、横、高さのうちいずれか一辺の長さが50cm以上の大型ごみ	
古紙(分別収集)		新聞紙、段ボール、その他の紙(雑がみ)	
拠点(ボックス)回収		使用済小型家電(小型家電リサイクル法対象品目)、古紙	

集団回収	古紙類、繊維類、アルミ類、廃食用油
------	-------------------

※ 集団回収による収集は行政回収の対象ではなく、本市の分別区分には該当しませんが、ごみの総排出量には集団回収における収集量を加えることから、参考までに記載

イ 収集区域

家庭系ごみの収集区域は本市全域とする。

ウ 収集・運搬体制

家庭系ごみの収集・運搬体制は表3のとおり。

今後、新たな施策を実施する際には、必要に応じて収集・運搬体制の変更を行う。

表3 収集・運搬体制

分別区分	収集品目	収集回数	収集方式	処理手数料	処分方法		
可燃ごみ	厨芥ごみ(生ごみ)、食用油、貝殻、少量のレジ袋や菓子袋などの包装類、紙ごみ、吸殻、紙おむつ等	週2回	ステーション	有料	清掃事務所で焼却		
不燃ごみ	金属類	月1回		無料	リサイクルプラザで処理		
	飲料用空缶類					ジュース、ビール等の空缶	
	食 用 び ん 類					茶色	酒、酢、ジュース、洋酒、栄養ドリンク、調味料のびん等
						白色	
						青・緑色	
	黒色						
プラスチック容器類	ペットボトル、卵のパック、インスタント食品・シャンプー・洗剤・サラダ油等の容器、発泡スチロール、発泡トレイ、容器のふた類等						
その他埋立ごみ	陶器、ガラス類、傘、カバン・靴(革製品)、おもちゃ類・バケツ・ポリタンク(容り法対象外プラスチック)、ビデオテープ、CD・DVD、白熱電球、LED電球等						
有害ごみ	蛍光灯、水銀体温計、乾電池、ボタン電池、充電式電池、ライター等			委託処理			
粗大ごみ	縦、横、高さのうちいずれか一辺の長さが50cm以上の大型ごみ	月2回(申込み制)	戸別収集	有料※	リサイクルプラザで処理		
古紙(分別収集)	新聞紙、段ボール、その他の紙(雑がみ)	月1回	ステーション	無料	売却		
拠点(ボックス)回収	使用済小型家電 (小型家電リサイクル法対象品目のうち、回収ボックスの投入口(縦15cm×横30cm)に入る家電製品)	随時	常設拠点	無料	売却		
	古紙 (新聞紙、段ボール、その他の紙(雑がみ))						

※ 粗大ごみはリサイクルプラザに直接搬入する場合は無料

表 4 舞鶴市の家庭ごみの分別区分と処理方法の現状と今後

現状(平成27年度)				今後(平成34年度)					
分別区分	処理方法	処理施設	処理実績	分別区分	処理方法	処理施設	処理実績		
可燃ごみ	焼却	清掃事務所	23,677	可燃ごみ	焼却	清掃事務所	21,702		
不燃ごみ	金属類	リサイクルプラザ	215	不燃ごみ	金属類	リサイクルプラザ	212		
	飲料用空缶類		圧縮		114		飲料用空缶類	圧縮	93
	食用びん類		選別		439		食用びん類	選別	357
	プラスチック容器類		選別・減容		594		プラスチック容器類	選別・減容	712
	その他埋立ごみ		選別		1,401		その他埋立ごみ	選別	1,173
	有害ごみ		選別		76		有害ごみ	選別	75
	粗大ごみ		破碎・選別				1,163	粗大ごみ	破碎・選別
古紙 (分別収集・直接搬入)	—		1,544	古紙 (分別収集・直接搬入)	—		1,780		
集団回収	—		956	集団回収	—		1,233		
小型家電	ピックアップ・選別	リサイクルプラザ	228	小型家電	ピックアップ・選別	リサイクルプラザ	126		

② 事業系ごみの処理体制の現状と今後

事業系ごみについて、可燃ごみは清掃事務所で処理する。不燃ごみの受け入れは行っていない。

収集運搬は、事業者が許可業者へ収集を依頼するか、処理施設へ直接持込むこととする。

事業系一般廃棄物として本市で受け入れを行っている可燃ごみについても、容器包装プラスチックや紙ごみが多数混入しているものと推測されるため、今後はその実態の把握に努めるとともに、事業者に対する3R啓発を行う。

また、多量排出事業者に対しては、減量・処理に関する計画を作成させるなど、排出抑制とリサイクル推進に関する計画管理を行うことを通じたごみ減量の手法についても検討する。

③ 今後の処理体制の要点

- ア 紙ごみの分別徹底、容器包装プラスチック類の分別等の3Rに関する啓発を通じ、ごみ減量と資源化率の向上に努める。
- イ 現在は処理費用等を無料としている生活系不燃ごみの有料化や既存の分別区分の見直しについて検討し、その導入に向けて市民等と協議する。
- ウ 多量排出事業者に対しては、減量・処理に関する計画を作成させ、排出抑制とリサイクル推進に関する計画管理を行うことを通じたごみ減量の手法について検討する。

(3) 処理施設の整備

次期最終処分場整備計画

上記(2)の分別区分及び処理体制で処理を行うため、表5のとおり必要な施設整備を行う。

表5 整備する処理施設

事業番号	整備施設種類	事業名	処理能力	設置予定地	事業期間
1	最終処分場	次期最終処分場整備事業	約123,000m <sup>3</sup>	舞鶴市字大波上 小字田黒地内	平成30～32年度

【整備理由】

現在の最終処分場が平成32年度中には計画埋立容量に達することから次期最終処分場を整備する。

(4) 施設整備に関する計画支援事業

上記(3)の整備に先立ち、表6の計画支援事業を行う。

表6 整備する処理施設

事業番号	事業名	事業内容	事業期間
31	最終処分場整備に係る調査及び設計等事業	計画設計、地質・測量調査、遺跡調査等	平成29～30年度

(5) その他の施策

その他、循環型社会形成推進のため、次の施策を実施する。

① 廃家電のリサイクルに関する普及啓発

テレビ等の廃家電については、適切な回収・再商品化が行われるよう普及啓発を行うとともに、義務外品の取り扱いについて小売店に協力を依頼し、義務外品のリサイクルルートの充実を図る。

② 不法投棄対策

夜間・休日等に不法投棄パトロールを実施し不法投棄の防止を図る。

③ 環境美化の推進

環境美化活動を推進するためボランティア清掃への袋の提供や資材の貸出を行う。また、環境美化区域のパトロールを行う。

④ 3Rの啓発や環境学習の推進

広報紙や分別ルールブックを活用し3Rに関する啓発を行う。また、小学校への出前授業、市民への出前講座、施設見学会を実施する。

⑤ 3Rの推進に向けた分別区分の見直しや分別のさらなる徹底

ア プラスチック製容器類

プラスチック製容器類のリサイクル率を高めるため、排出時の洗浄の徹底等を啓発する。また、排出方法の見直しについても検討し、資源化率向上を目指す。

イ プラスチック製包装類

現在は可燃ごみとして取り扱っているプラスチック製包装類の分別収集について検討する。

ウ 紙ごみの分別徹底

可燃ごみとして排出される紙類を資源として分別するよう啓発するとともに、分別推進に向けた施策の検討を行う。

#### ⑥ 災害時対策

舞鶴市災害廃棄物処理計画に基づき、災害時の迅速な廃棄物処理を実施できるよう体制を整備するとともに、実効的な計画とするため適宜見直しを行う。

### 4. 計画のフォローアップと事後評価

#### (1) 計画のフォローアップ

本計画の進捗状況を把握し、その結果を年度毎に公表する。また、必要に応じて国及び京都府と意見交換し、進捗状況を勘案して計画の見直しを行う。

#### (2) 事後評価及び計画の見直し

計画期間終了後、廃棄物の処理実績のとりまとめを行い、速やかに計画の事後評価、目標達成状況の評価を行う。

また、処理実績及び評価の結果を公表し、評価結果を次期計画策定に反映させるものとする。

なお、計画の進捗状況や社会経済情勢の変化を踏まえ、必要に応じて計画を見直すものとする。

## 資料1

## 様式1

## 循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表1（平成29年度）

## 1 地域の概要

(1)地域名	舞鶴市地域	(2)地域内人口	83,426人(H28.8.1現在)	(3)地域面積	342.12 k m <sup>2</sup>
(4)構成市町村名等	舞鶴市	(5)地域の要件	人口 面積 豪雪 山村 半島 過疎 その他		
(6)構成市町村等に一部事務組合等が含まれる場合、当該組合の状況					
①組合を構成する市町村： ②設立（予定）年月日 年 月 日設立、認可予定 ③設立されていない場合、今後の見通し：					

※交付要綱で定める交付対象となる要件のうち、該当する項目全てに○を付ける。

## 2 一般廃棄物の減量化、再生利用の現状と目標

指標、単位	年	過去の状況・現状(排出量に対する割合)						目標
		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成34年度
排出量	事業系 総排出量(トン)	4,423	4,486	4,468	4,385	4,275	4,192	4,061 (-3.1%)
	1事業所当たりの排出量(kg/事業所)	927	946	948	931	1,022	1,006	951 (-5.5%)
	家庭系 総排出量(トン)	25,554	25,349	25,176	25,016	24,589	24,529	22,684 (-7.5%)
	1人当たりの総排出量(kg/人)	245	249	249	252	251	256	239 (-6.6%)
	合計 事業系家庭系排出量合計(トン)	29,977	29,835	29,644	29,401	28,864	28,721	26,745 (-6.9%)
再生利用量	直接資源化量(トン)							
	総資源化量(トン)	5,495 (17.5%)	5,009 (16.2%)	4,950 (16.1%)	4,750 (15.6%)	4,484 (15%)	4,225 (14.2%)	4,645 (16.4%)
熱回収量	熱回収量(年間の発電電力量 MWh)							
中間処理による減量化量	減量化量(中間処理前後の差 トン)	21,565 (71.9%)	21,710 (72.8%)	21,375 (72.1%)	21,303 (72.5%)	21,292 (73.8%)	21,174 (73.7%)	19,397 (72.5%)
最終処分量	埋立最終処分量(トン)	4,420 (14.7%)	4,815 (16.1%)	4,897 (16.5%)	4,853 (16.5%)	4,427 (15.3%)	4,348 (15.1%)	4,356 (16.3%)

※ 別添資料として指標と人口等の要因に関するトレンドグラフを添付する。

### 3. 一般廃棄物処理施設の現況と更新、廃止、新設の予定

施設種別	事業主体	現有施設の内容				更新、廃止、新設の内容					備考
		型式及び処理方式	補助の有無	処理能力(単位)	開始年月	更新、廃止 予定年月	更新、廃止、新 設理由	型式及び処理方式	施設竣工 予定年月	処理能力 (単位)	
リサイクルプラザ	舞鶴市	破砕処理(金属類、埋立類、粗大ごみ)	有	24.4t/日	H10.3						
		圧縮(飲料用空缶)	有	2.9t/日	H10.3						
		減容(プラスチック容器)	有	12.7t/日	H10.3						
清掃事務所 第1工場	舞鶴市	ストーカ方式	有	80t/日	H5.4	H30	老朽化による長 寿命化	60t/日×2炉	H34	120t/日	防衛補助
清掃事務所 第2工場	舞鶴市	ストーカ方式	有	30t/日	S58.4	H34		予備炉とする			
舞鶴市一般廃 棄物最終処分場	舞鶴市	準好気性埋立	有	10万m <sup>3</sup>	H22.4	増設 H33.4	埋立地確保	準好気性埋立	H33.3	12.3万m <sup>3</sup>	

※計画地域内の施設の状況(現況、予定)を地図上に示したものを添付する。

資料 2

様式 2

循環型社会形成推進交付金事業実施計画総括表 2 (平成 29～33 年度)

事業種別 事業名称	事業 番号 ※1	事業主体 名称 ※2	規模	事業期間 交付期間			総事業費(千円)					交付対象事業費(千円)					備考		
				単位	開始	終了	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度			
○最終処分に関する事業																			
最終処分場整備	1	舞鶴市	123,000	m <sup>3</sup>	H30	H33	1,327,425		63,305	447,260	816,860		1,327,425		63,305	447,260	816,860		
○施設整備に関する計画支援に関する事業																			
最終処分場整備に係る調査及び設計等事業	31	舞鶴市			H29	H30	106,729	101,508	5,221				106,729	101,508	5,221				

## 資料3

様式3

## 地域の循環型社会形成推進のための施策一覧

施策種別	施策番号	施策名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					交付期間			平成	平成	平成	平成	平成	
					開始	終了		29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	
発生抑制・再 使用の推進 に関するもの	11	一般廃棄物の有料化	不燃ごみ有料化など	舞鶴市	H29	H33		既存有料化は継続、新規有料化の検討					
	12	ごみ減量啓発、広報	ごみ減量啓発チラシ、分別ルールブックの作成、配布等		H29	H33		事業実施					
	13	まいづる環境市民会議への支援	同会議の循環型社会プロジェクトの活動支援を行う		H29	H33		事業実施					
	14	資源回収補助金	古紙等資源回収活動報奨金制度による回収活動の支援		H29	H33		事業実施					
	15	マイバッグ運動	「マイリサイクル店」認定店での啓発推進		H29	H33		事業実施					
	16	減量化等推進審議会	市民、学識経験者等で新たなごみ減量について審議		H29	H33		事業実施					
	17	事業系一般廃棄物の減量推進	紙ごみ分別や再資源化の促進		H29	H33		事業実施					
	18	小型家電リサイクル	回収ボックスの設置		H29	H33		事業実施					
処理体制の 構築、変更に に関するもの	21	店頭回収等推進	「マイリサイクル店」での店頭回収の実施	H29	H33		事業実施						
	22	家電引き取り協力店	家電リサイクル法対象品の義務外品取り扱い店舗の拡充	H29	H33		事業実施						
	23	収集運搬体制の再検討	収集頻度、収集方法に関する再検討	H30	H33		見直し検討・協議						
処理施設の 整備に関するもの	1	最終処分場	埋立地整備	H30	H33	要	調査設計、工事						
	2	リサイクルプラザ	定期点検、老朽設備の維持管理	H29	H33		事業実施						
	3	清掃事務所	長寿命化工事	H30	H33		調査設計、工事						

施策種別	施策番号	施策名称	施策の内容	実施主体	事業期間		交付金 必要の 要否	事業計画					備考
					交付期間			平成	平成	平成	平成	平成	
					開始	終了	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度		
施設整備に係る計画支援に関するもの	31	最終処分場整備に係る調査及び設計等	計画設計、地質測量調査、遺跡調査	舞鶴市	H29	H30	要	調査設計					
その他	41	不法投棄対策	夜間、休日の不法投棄パトロール		H29	H33		事業実施					
	42	環境美化の推進	ボランティア清掃活動への袋の提供、資材貸与等		H29	H33		事業実施					
	43	分別区分の見直し	プラ容器、包装、紙ゴミ等の分別区分・収集方法について再検討する		H30	H33		見直し検討・協議					
	44	3R啓発、環境学習	施設見学、出前講座、小学校への出前授業		H29	H33		事業実施					
	45	災害時対策	災害対応の適宜見直し		H29	H33		適宜見直し					

## 資料 4

参考資料様式 3

## 施設概要（最終処分場系）

都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	舞鶴市		
(2) 施設名称	舞鶴市一般廃棄物最終処分場（第2期）		
(3) 工期	平成30年度～平成32年度		
(4) 処分場面積、容積	総面積： 19,000 m <sup>2</sup> (新設敷地面積)	埋立面積： 11,000 m <sup>2</sup>	埋立容積： 123,000 m <sup>3</sup>
(5) 処分開始年度 及び終了年度	埋立開始 平成33年度 埋立終了 平成47年度		
(6) 跡地利用計画	未定		
(7) 地域計画内の役割	最終処分場を整備し一般廃棄物の安定的な処理を行う。		
(8) 廃焼却施設解体工事 の有無	有 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/>		
(9) 事業計画額	1,327,425 千円		

計画支援概要

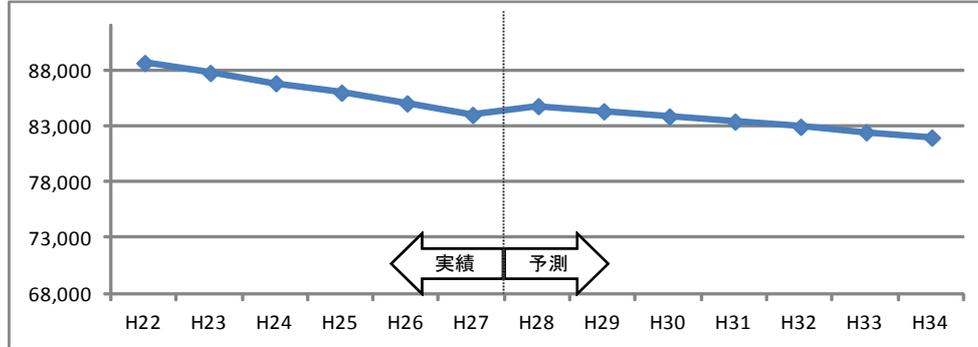
都道府県名 京都府

(1) 事業主体名	舞鶴市	
(2) 事業目的	最終処分場施設整備のため	
(3) 事業名称	最終処分場設置等に係る調査及び設計等事業	田畔遺跡調査
(4) 事業期間	平成 29 年度	平成 29 年度～平成 30 年度
(5) 事業概要	<p>計画設計、地質・測量調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立地造成工事及び水処理施設改造工事に係る計画設計業務</li> <li>・工事対象地の測量及び地質調査業務</li> </ul>	<p>埋立地整備計画地に所在する田畔（たぐる）遺跡の現地調査</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・発掘調査</li> <li>・報告書作成等</li> </ul>
(6) 事業計画額	106,729 千円	

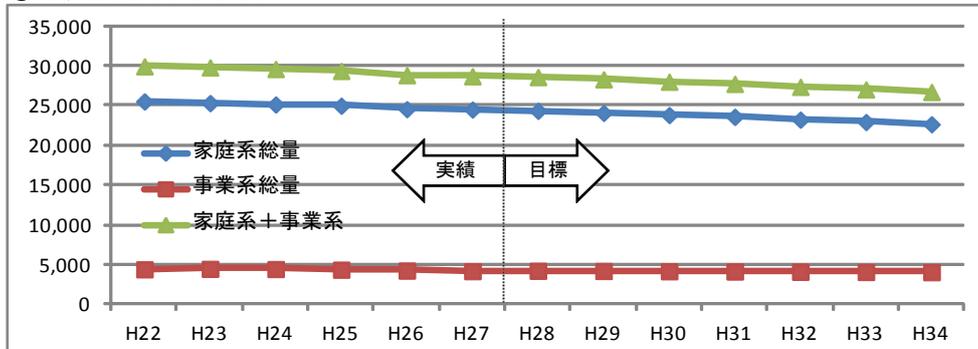
資料 5

人口等指標のトレンドグラフ

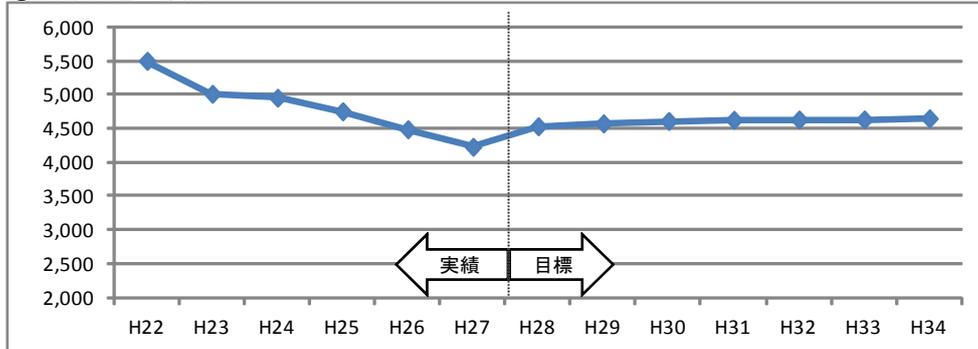
①人口トレンドグラフ



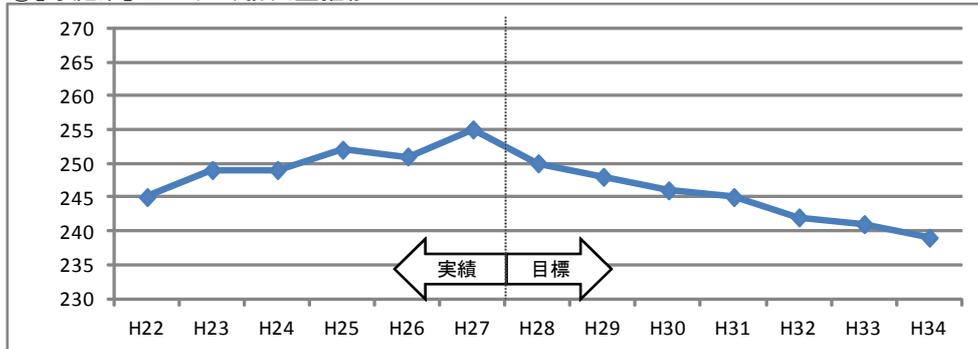
②総排出量トレンドグラフ



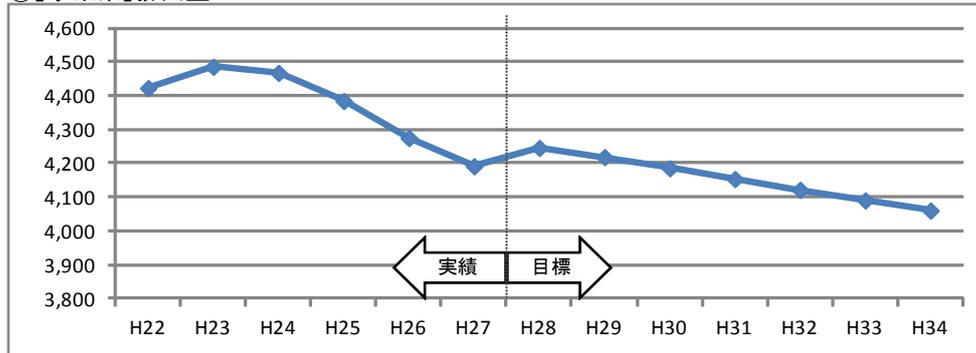
③総資源化量推計



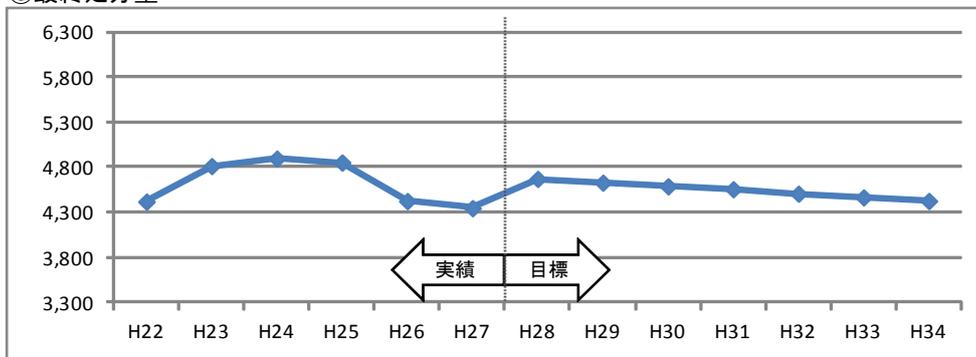
④【家庭系】1人当たり排出量推移



⑤【事業系】排出量



⑥最終処分量





廃棄物処理施設位置図



## 資料 8

## 現有施設の概要

## 中間処理施設

名 称	舞鶴市清掃事務所第一工場	舞鶴市清掃事務所第二工場
所 在 地	京都府舞鶴市字森 1515 番地	
処理対象物	可燃ごみ（厨芥類、草木、紙、布、ポリ袋など）	
処 理 能 力	80 t / 16 h（40 t / 16 h × 2 炉）	30 t / 8 h（15 t / 8 h × 2 炉）
処 理 方 式	ストーカ式	ストーカ式
竣 工 年 月	平成 5 年 3 月	昭和 58 年 3 月
基幹改造	平成 14 年 11 月	平成 13 年 8 月

名 称	舞鶴市リサイクルプラザ	
所 在 地	京都府舞鶴市字森小字大谷 65 番地の 2	
処理対象物	金属類、埋立ごみ、粗大ごみ、空缶、プラ容器	
処 理 能 力	40 t / 日 破砕系 24.4 t 飲料用空缶系 2.9 t プラスチック容器類系 12.7 t	
処 理 方 式	破砕・選別処理：金属類、埋立ごみ、粗大ごみ 選別・圧縮処理：飲料用空缶類 選別・減容処理：プラスチック容器類	
竣 工 年 月	平成 10 年 3 月	

## 最終処分場

名 称	舞鶴市一般廃棄物最終処分場	
所 在 地	京都府舞鶴市字大波上小字田黒 1367 番地 2	
処理対象物	焼却灰、不燃ごみ残渣物、側溝汚泥など	
処理能力等	埋立処理施設 埋立面積 : 18,000 m <sup>2</sup> 埋立容量 : 100,000 m <sup>3</sup> 埋立機関 : 15 年 埋立構造 : 準好気性埋立 遮水設備 : 高密度ポリエチレンシート 2 重構造 水処理施設 処理能力 : 80 m <sup>3</sup> /日 処理方式 : 凝集沈殿、カルシウム除去、生物処理 砂ろ過・活性炭	
竣 工 年 月	平成 22 年 3 月	